破産手続廃止

平成２３年（フ）第１８７号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目24番22号
破産者　有限会社青木設備工業
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２１９０号
東京都台東区上野桜木１丁目12番12号　ベルザ桜木
破産者　有限会社信岳舎
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１９１号
東京都台東区台東１丁目11番４号誠心Ｏビル２階
破産者　株式会社鵞湖書房
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６７２号
東京都港区六本木３丁目13番12号エルサビル601号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区六本木５丁目16番５号
破産者　株式会社エイチワイシステム
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１６５号
東京都世田谷区等々力４丁目７―19
破産者　野中丈太郎
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９７４号
東京都渋谷区道玄坂２丁目13番５号
破産者　株式会社エイチ・ワイ・ジャパン
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９７５号
東京都江東区千石２丁目６―９
破産者　千葉　　実
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２７号
札幌市西区西町南４丁目１番15号
破産者　システムジャパンＳＰ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６号
釧路市新釧路町３番17号
破産者　有限会社豊成
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８１５号
仙台市青葉区支倉町４番35号
破産者　有限会社ＪＡＪＡ
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
福島県東白川郡棚倉町大字関口字八幡沢48番地
破産者　高津産業株式会社棚倉工場
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
千葉県富里市美沢６番地15
破産者　サツキ製作所株式会社
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９６号
千葉県いすみ市岬町長者295番地１
破産者　井上美智子
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１５５４１号
東京都中野区中野５丁目62番７号
破産者　株式会社ジャネット・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５４３号
東京都板橋区小茂根２丁目３―４―305
破産者　富田　伸二
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６３９号
東京都江東区海辺22―14
破産者　小林　政博
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４６６号
東京都杉並区上荻２丁目５―８
破産者　晴山カヅ子
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１５４号
横浜市鶴見区本町通４丁目174番地の４
破産者　有限会社庄司塗装工業
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２０４号
神奈川県大和市代官１丁目１番地の14朝日プラザ桜ヶ丘Ⅲ401号
破産者　有限会社ホンダ塗装
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１４号
静岡市駿河区向敷地1232番地
破産者　株式会社八鳩建設
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４号
京都府与謝郡与謝野町字四辻680番地の３
破産者　株式会社山友
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

第明治三十五種郵便物認可